

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

平成22年12月27日

長野市条例第65号

改正

平成29年12月25日

条例第44号

長野市ポイ捨て、道路等における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、きれいなまちの実現並びに市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、もって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ポイ捨て たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶等その他これらに類する散乱性の高いものを、吸い殻入れ、ごみ箱、回収容器その他の定められた場所以外の場所にみだりに捨てることをいう。
- (2) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 道路等 道路、公園その他屋外の公共の場所をいう。
- (5) 喫煙 火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する必要な施策を実施するとともに、市民等及び事業者に対し、まちの美化に関する意識を高めるための啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識を高めるとともに、まちの美化活動に努めなければならない。

- 2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員のポイ捨て、道路等における喫煙等の防止に関する意識の啓発を行うとともに、自己の施設等の清潔を保持し、まちの美化の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、ポイ捨て、道路等における喫煙等の防止について、消費者に対する意識の啓発その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(自動販売機設置者の責務)

第6条 飲食物の自動販売機を設置し、又は管理する事業者は、空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理するよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(道路等における喫煙の禁止)

第8条 市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、道路等において喫煙をしてはならない。

(1) 歩行しているとき又は自転車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の2に規定する自転車並びに同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。）に乗車しているとき。

(2) 吸い殻入れが設置されていない場所で、吸い殻入れを携帯していないとき。

（廃棄物の投棄の禁止）

第9条 市民等は、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）の処理に当たっては、法令、条例その他の定めを遵守し、道路等又は他人が所有し、占有し、若しくは管理している場所に不法に投棄してはならない。

（飼い犬のふんの放置の禁止）

第10条 飼い犬の所有者（所有者以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）は、道路等又は他人が所有し、占有し、若しくは管理している場所に飼い犬のふんを放置してはならない。

（遵守事項）

第11条 市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 道路等において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又はごみ箱、回収容器等に収納すること。

(2) 道路等で喫煙をする場合においては、たばこの火を適正に管理し、周囲の者の安全を確保すること。

(3) 火を使わないたばこを歩きながら吸う等の行為をしないよう努めること。

(4) 飼い犬に散歩、運動等をさせる場合においては、ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬のふんを適正に処理すること。

（重点地区の指定）

第12条 市長は、ポイ捨て及び道路等における喫煙を防止するため特に必要があると認める区域を重点地区として指定することができる。

2 市長は、重点地区を指定するときは、あらかじめ、地域住民の意見を聴くとともに、関係団体又は関係行政機関と協議するものとする。

3 市長は、重点地区を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、前2項の規定は、当該指定の解除及び区域の変更について準用する。

5 市長は、重点地区を指定したときは、その指定の目的を達成するために必要な施策を実施するものとする。

（重点地区内における禁止行為）

第13条 第8条の規定にかかわらず、重点地区内においては、正当な権原に基づき吸い殻入れが設置されている場所を除き、道路等で喫煙をしてはならない。

（指導及び勧告）

第14条 市長は、第7条から第10条までの規定のいずれかに違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（過料）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 重点地区内において第7条の規定に違反した者

(2) 第13条の規定に違反した者

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第44号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。